



GO!

<https://www.jfaiu.gr.jp>

2021.12.8 No.23-18

EXPRESS

航空連合NEWS

発行：航空連合／発行人：酒井 雄介 〒144-0041 東京都大田区羽田空港1-6-5 第5綜合ビル5階 TEL (03) 5708-7161 FAX (03) 5708-7163

改正航空法の施行日が決定！ ～保安検査の義務化など航空連合の要望が反映！～

航空保安政策の実現に向けて 第12弾

12月3日（金）、今年6月に成立した改正航空法の施行日を、令和4年3月10日（木）とする政令が閣議決定されました。改正航空法では法的に保安検査を義務付け、保安検査員の権限を明確にすることにより、航空保安体制の強化を図っています。

なお、今年6月の採決にあたっては、航空連合の要望が反映された附帯決議（※）が付されました。現在はこの付帯決議に基づき、責任体制・費用負担のあり方などについて、「保安検査に関する有識者会議」（NEWS EXPRESS23-09 参照）を中心に、議論が進められています。

航空連合は、国民に法改正内容を十分に周知するよう国に働きかけるとともに、施行後の職場状況を確認していきます。また、残された課題の実現に向けて引き続き取り組みます。

航空法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆・参議院、抜粋）

- ・ ハイジャック・テロ防止対策は、国家安全保障上重要な対策と位置付け、国が責任をもって主導的な役割を果たすことを明確に示し、その責任を果たすよう努めること。
- ・ 保安検査における国、地方公共団体、空港会社、航空会社、保安検査会社等の 役割分担の見直しについて、諸外国との比較を十分に行い、期間を定めて検討を行うこと。

（※）付帯決議

国会の委員会が法律案を可決する際に、当該委員会の意思を表明するものとして行う決議。



航空連合ビジョン

いつの時代も社会から必要とされ、働く仲間がやりがいを感じ、誇りをもって働ける産業